様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日 2024年　9月　1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃぷりむすくりえいてぃぶ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社プリムスクリエイティブ  （ふりがな） しばたせいいち  （法人の場合）代表者の氏名 柴田誠一  住所　〒529-0241　滋賀県長浜市高月町高月１１１番地  法人番号　7011001068985  情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社プリムスクリエイティブDX推進資料 | | 公表日 | 2023年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部「DX推進資料」にて公表  [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.3-7 | | 記載内容抜粋 | 【経営理念】  当社の企業理念は「三方よし」です。その実現のために産業人としての誇りをもち個性を磨き尊重しITに関わるお役立ちを通じて皆様と共に成長する仲間であり続けます。  【ビジョン】  湖北地域の豊かな自然環境の中で、個ーが自分らしく自由に働くことができる環境を実現します。地域に戻ってきた人々がITを活用して新しいキャリアを築くことをサポートし、地域の活性化に貢献します。  【社会課題に対する弊社の取組・ビジネスモデル】  第4次産業革命の恩恵を受け、ITを使った企業変革が中小企業の経営課題となる一方、IT人材が2030年には45万人不足すると予想されています。高度に情報化した社会の変化に対応できず、退場を余儀なくされるIT難民企業が増加していきます。  ≪補足≫  IT技術を使って企業変革をすることが中小企業の課題になりますが、こうした中小企業に対して、WEB制作やシステム開発のみならず、ITコーディネートを通してIT文化を醸成できるようサポートしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による決定がなされている |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社プリムスクリエイティブ DX推進資料 | | 公表日 | 2023年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部「DX推進資料」にて公表  [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.11 | | 記載内容抜粋 | ①顧客接点のデジタル化  現状、既存顧客の多くは紹介での取引が中心となっており販路が限定的になっています。会社HPにオンラインで完結する問い合わせ窓口を設けることで、全国各地からの顧客獲得に繋げる狙いがあります。  ②社内インフラの強化  業務負担の大きい社内バックオフィス業務(会計管理や販売管理等)をクラウドITツールを用いて効率化します。  ③既存事業の自動化  生成AIを用いて業務を自動化することで、既存業務プロセスを短縮、お客様へのサービス提供スピードを上げ満足度向上を狙う。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による決定がなされている |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部「DX推進資料」にて公表  [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.12 | | 記載内容抜粋 | 推進体制  理念を中心とする組織体制作りを実施。社長を主体とするITコーディネータ3名で推進チームを結成します。 新規人材としてIターン・Uターン希望者のセカンドキャリア人材を積極採用する。インハウスパートナーやワーケーション等、湖北地域の自然の豊かさを活かした柔軟な働き方を推進します。  人材育成  ITコーディネーター資格の取得を通じて、ITと経営スキルの 両方を併せ持つ人材への転換支援を体系的に行う。Eラーニングを用いて、遠距離でも人材育成が可能。2030年までに社員数20名体制、かつ、各事業に2名体制を目標としています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部「DX推進資料」にて公表  [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.13 | | 記載内容抜粋 | 全社員が出社することなく、オンライン上で業務に取り組めるテレワーク環境を整備しており、全国各地どこからでも業務遂行が可能。kintone等のITツールを用い、現状の 案件の進行状況や業績をグラフ化し、 社員にクラウド上で共有しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社プリムスクリエイティブ DX推進資料 | | 公表日 | 2023年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表。  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部、「DX推進資料」にて公表。  [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.14 | | 記載内容抜粋 | ①顧客接点のデジタル化  2027年度までに新規顧客のうち1/3以上をオンライン窓口からのお客様となることを目指します。  ② 社内インフラの強化  2027年度までに社員一人当たりのバックオフィス業務時間を20％現状から削減します。  ③ 既存事業の自動化  2027年度までに棚卸資産回転率(サービス提供の効率性指標)を30％現状から改善します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年10月20日 | | 発信方法 | プリムスクリエイティブウェブサイトにて公表。  <https://www.precre.jp/>  トップページ下部、「DX推進資料」にて公表。 [https://www.precre.jp/dx2024.pdf](https://www.precre.jp/dx2024.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTAAAR1T2QUrBs1IQzgi8A0ckpymTK5aSf6fb4RtSpPw6eoXgk4BeSuOP3V07pE_aem_mIrDumq-qBmO8a_9VqgJ6A)  記載ページ：p.2 | | 発信内容 | 【代表メッセージ】  自然豊かな湖北地域の美しい暮らしを受け入れながら、これまでのキャリアにIT要素を加え、地域の中小企業のお役に立ち続けることが私たちのミッションです。  変化と成長を歓迎する環境を整えることで、社員はじめ、お客様、そして地域に喜こんでいただける組織を目指します。技術革新の恩恵を受けながら変革を続けることで、300年続く会社を未来に描いています。  自社だけが良くなっても、お客様も良くならない限り、持続的な関係は築けません。さらに、社会全体が少しでも良くなるよう意識し、良い循環を生み出し続けることで、より良い社会の実現を目指します。  そのためにもDX戦略の推進には以下の３点を特に力をいれていきます。  ①顧客接点のデジタル化、②社内インフラの強化、③既存事業の自動化 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年7月頃～2023年10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を実施、IPAの自己診断をおこなっております。  「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断結果を記入し、DX推進ポータルより本申請の添付としてエクセルシートを提出しております |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年7月頃～2023年10月頃 | | 実施内容 | 当社は、サイバーセキュリティ対策として、SECURITY ACTION二つ星を宣言済みです。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。